

衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成事業について

中小企業者である会員の衝突被害軽減ブレーキ装置導入に対し、助成を行います。

助成を希望する場合は、**装置導入前に交付申請**を、**装置導入後に実績報告**を行う必要があります。

※4～7月中の装置導入につきましては、7月31日までの事後申請を認めます。

※中小企業者とは、次のいずれかとする。

①資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社 ②常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

※国補助金との重複は妨げない。

助成対象	車両総重量3.5トン以上8トン未満の事業用トラックに搭載した別に定める助成対象機器 ※国の「事故防止対策支援推進事業（先進自動車（ＡＳＶ）の導入に対する支援）」の衝突被害軽減ブレーキ装置と同一のものとします。
申請期間	令和2年7月1日（水）～令和2年12月18日（金）（交付申請書提出期限）
助成金額	車両1台あたり装置の取得価格の2分の1 ※上限5万円 （全ト協：5万円）
申請方法	①交付申請（R2.7.1～R2.12.18） 装置の導入前に交付申請書を提出して下さい。 ②交付決定及び申請書受理のお知らせ FAXにて通知致しますので、その後、装置を導入して下さい。 ※交付決定を保留する場合もFAXにてその旨通知致します。 ③実績報告（～R3.2.26） 交付決定を受けている場合は、装置導入完了後、必要書類を添えて実績報告書を提出して下さい。 交付決定を保留されている場合は、決定後速やかに実績報告書を提出して下さい。 *必要添付書類：搭載証明書、中小企業者であることが確認できる書類（直近事業年度分の事業報告書における資本金、従業員の記載があるページ）、車検証（写）、取得価格が確認できる書類（見積書、請求書、領収書等） *リースの場合はリース契約書の写し、割賦購入の場合は割賦販売契約書 *領収書（リース契約書、割賦販売契約書）については、当該装置導入が特定できる記述が必要です。 新車装着等により領収書に記述がない場合は、請求書等の特定できる書類を添付して下さい。
注意点	①各期日については厳守となり、いかなる理由があっても例外は認めませんので、計画的に諸手続きを行って下さい。 ②申請と異なる導入を行う場合は変更届出書が必要です。

令和2年度衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成事業実施要領

令和2年3月19日

公益社団法人 長崎県トラック協会

1. 事業の趣旨

事業用トラックの交通事故を削減するために、衝突被害軽減ブレーキ装置（車両総重量3.5トン以上8トン未満の事業用トラックに搭載した衝突被害軽減ブレーキ装置）の普及を図る。

2. 予算

1,500千円

3. 助成交付額

1車両あたり装置の取得価格の2分の1（上限5万円）を交付する。

4. 助成対象機器

助成対象とする装置は、国の「事故防止対策支援推進事業（先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援）」の衝突被害軽減ブレーキ装置と同一とする。

5. 実施期間

令和2年4月1日から令和3年2月26日までとする。

但し、交付申請については12月18日まで、実績報告については2月26日までを期限とする。

＊上記期間内であっても、予算枠に達した場合は終了する場合がある。

6. 交付要綱

衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成金交付要綱を別に定める。

衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成金交付要綱

平成18年3月23日制 定

平成30年3月19日最終改正

公益社団法人長崎県トラック協会

(事業趣旨)

- 第1条 長崎県トラック協会（以下「県ト協」という。）は、事業用トラックの交通事故を削減するために、衝突被害軽減ブレーキ装置（車両総重量3.5トン以上8トン未満の事業用トラックに搭載した衝突被害軽減ブレーキ装置）を導入する会員事業者に対して助成金を交付する。

(対象者及び対象機器)

- 第2条 助成の対象となる者は、県ト協の会員で中小企業者（資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社、常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人のいずれかとする）に限るものとする。
- 2 助成の対象となる機器は、国の「事故防止対策支援推進事業（先進安全自動車（ＡＳＶ）の導入に対する支援）」の衝突被害軽減ブレーキ装置と同一とする。

(交付額)

- 第3条 助成金の交付額は、会員事業者が当該年度に新たに導入する機器に対して、別に定める別に定める額を交付する。

(交付申請)

- 第4条 会員事業者は、共通様式1による衝突被害軽減ブレーキ装置導入助成金交付申請書を事前に協会長に対して提出しなければならない。

(交付決定)

- 第5条 県ト協は、前条様式1による申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは交付の決定を行い、助成金交付決定書により会員事業所へ通知する。
- 2 県ト協は前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(交付申請期限)

- 第6条 第4条の助成金交付申請期限を実施要領で定める。

(実績報告)

- 第7条 会員事業者が、機器導入を完了したときは、別に定める期日までに共通様式2 衝突被害軽減ブレーキ装置導入助成事業実績報告書（助成金交付請求書）を県ト協に提出しなければならない。

(実績報告書提出期限)

- 第8条 前条の実績報告書の提出期限を実施要領で定める。

(助成金交付)

- 第9条 第7条により請求を受けた場合は、会員事業所に対して助成金を交付する。

(申請の変更・取下)

- 第10条 交付決定後、申請内容を変更する場合は、様式3の変更届を、申請を取下げる場合は、様式4の取下届を提出しなければならない。

(助成金の返還)

第 11 条 長ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱その他県ト協が定める事項に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

(装置の処分制限)

第 12 条 会員事業者は、交付対象となった装置を装着の日から起算して 1 年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。
但し、予め県ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(導入効果等の報告等)

第 13 条 助成金の交付を受ける会員事業者は、県ト協及び全ト協の求めがあった場合、機器等導入の効果等の報告に可能な限り協力するものとする。

(その他必要な事項)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、別にこれを定める。

附則（平成 18 年 3 月 23 日）

第 1 条 本要綱は平成 18 年 4 月 1 日より適用する。

—省略—

附則（令和 2 年 3 月 19 日）

第 1 条 本要綱は令和 2 年 4 月 1 日より適用する。

令和 2 年度助成金交付申請書

公益社団法人 長崎県トラック協会長 殿

申請にあたっての確認事項（内容をご確認頂き、間違いなければ□に✓を付して下さい）

☐

長崎県内の認可営業所で使用する機器及び事業用自動車に装着する機器に対してのみ申請を行います。

☐

実績報告期限が令和 3 年 2 月 2 6 日である事、3 月以降の導入分は助成の対象外である事を確認しました。

☐

その他本助成に係る取扱い事項について、交付要綱等により確認し、了承した上で申請します。

助成金交付要綱に基づき、助成金の交付について以下のとおり申請します。

助成金申請予定額： 円

申込者 （導入事業者）	会社名称		
	代表者の 役職・氏名		
	会社住所	〒	—
	担当者名		TEL : FAX :

※ 1.該当するものに○を付してください。 2.導入機器毎に作成（申請）してください。

申請助成事業	DR : ドライブレコーダ（連携型・標準型）		
	S : 安全装置（バックアイカメラ・アルコールインターロック・I T 点呼用アルコール検知器・側方視野確認支援装置）		
	B : 衝突被害軽減ブレーキ装置 ※車両総重量 3.5t 以上 8t 未満のトラックに助成対象装置を装着した場合		
	A : アルコール検知器		
	H : 血圧計		
	I : アイドリングストップ支援機器（蓄熱マット・エアヒータ・車載バッテリー式冷房装置）		
導入機器	メーカー名：	機器名・型式：	導入台数：
台			
導入完了予定月： 年 月 ※令和 3 年 2 月 2 6 日までに導入(支払)完了するものが助成対象です。			
導入方法： 買取り ・ リース ・ その他（ ）			

※添付書類：見積書の写し（機器名、型式等がわかるもの）

（以下、協会受付印がある場合のみ有効）

申込者 殿

本助成金の交付申請について、以下のとおり通知致します。

☐

交付決定（令和 年 月 日付 ※助成予定額： 円）

※交付対象となった装置が装着の日から起算して 1 年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはいけません。また、この期間内に当該行為を行った場合、及び協会を脱退（会員待遇停止、除名処分含む）した場合、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消します。

☐

決定保留（予算超過の為）

※後日、決定通知書により交付が不交付かについて通知致します。
補正予算により交付が不交付が決定する為、通知は年度末となる場合もあります。

機器導入後は、速やかに（1 か月以内に）実績報告書を提出して下さい。

公益社団法人 長崎県トラック協会（担当： ）

R 2	第	号

令和2年度助成金実績報告書（助成金交付請求書）

公益社団法人 長崎県トラック協会 会長 殿

交付要綱及び実施要領に基づき、助成金の交付について以下のとおり申請します。

助成金請求額： 円

申請者（導入事業者）

会社名称			
代表者の 役職・氏名	印		
会社住所	〒 ー	TEL :	FAX :
助成金振込先 ※ 下記に☑してください			
☐ 事前登録口座への振込を希望します ☐ 以下の口座への振込を希望します			
銀行名： 銀行・ 信金・信組 支店 （ 普通 ・ 当座 ） 口座番号：			
フリガナ 口座名義：			

導入機器詳細

承認番号	R2 (D R ・ S ・ B ・ A ・ H ・ I) 第 号		
導入機器	メーカー名：	機器名・型式：	導入台数： 台
導入完了月：	年 月	導入方法： 買取り ・ リース ・ その他 ()	

※添付書類：請求内訳書、領収書（リース契約書、割賦販売契約書）の写し、車両装着分については車検証の写し、取付証明書

(以下、協会受付印がある場合のみ有効) ※助成確定時は以下により FAX で通知します。

申請者 殿

本助成金について、以下のとおり確定しましたので通知致します。

交付予定日：令和 年 月 日 ※助成額： 円

※交付対象となった装置が装着の日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはいけません。また、この期間内に当該行為を行った場合、及び協会を脱退（会員待遇停止、除名処分含む）した場合、助成金の全部又は一部を返還して頂きます。

令和 年 月 日
公益社団法人 長崎県トラック協会

R 2	第	号
受付印		

決 裁	常勤理事	事 務 局	担当

請求内訳書

整理 番号	装着車両登録番号 (営業所名)	装着(設置)月	助成金額
1	()	年 月	円
2	()	年 月	円
3	()	年 月	円
4	()	年 月	円
5	()	年 月	円
6	()	年 月	円
7	()	年 月	円
8	()	年 月	円
9	()	年 月	円
10	()	年 月	円
合計			円

購入先（販売会社） ※領収書発行先	
-------------------	--

令和 年 月 日

衝突被害軽減ブレーキ搭載証明書

自動車製作者もしくは自動車販売会社等の

名称または会社名 _____ 印

住所 _____

以下の自動車について、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示に規定された衝突被害軽減ブレーキの技術基準に適合した装置を備えていることを証明する。

登 録 番 号	
車 台 番 号	
装 置 名	
備 考	